

No. 18

制 度 名	地方バス路線等支援事業 (生活交通支援事業)		主管課名	交通政策課 地域交通 G	
			問合せ先	029-301-2604	
目的・趣旨	県北山間地域における生活交通の確保を図るため、代替バス運行や高齢者にとって利便性の高い乗合タクシー、フリー乗降バスなどの運行を対象事業とし補助を行う。				
[対象団体] ・ 廃止されたバス路線を代替運行する県北山間地域の市町 日立市（旧十王町地域）、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町					
[対象事業] ・ 代替バス、循環バス、乗合タクシー（デマンド型を含む）の運行 ※いずれもフリー乗降による運行を含む ・ ジャンボタクシー（乗車定員7～10名）の購入					
[補助要件等] ・ 廃止された路線の運行系統の輸送目的を概ね満たしていること ・ 路線廃止後概ね1年以内に運行が開始されること ・ 道路運送法の許可を受けた路線であること（有償運行） ・ 代替バスによる運行については、複数市町村（平成14年4月1日における市町村の状態）を運行する路線であること ・ 地域協議会の協議を経た路線であること					
[対象経費・補助限度額等]					
	対象事業	対象経費	補助限度額		
	代替バス等の運行	欠損額 (=経常費用－経常収益)	廃止路線の運賃設定に基づく欠損額を限度		
	車両購入	車両本体（付属設備を含む）	①と②を比較して少ない額を限度 〔①4,000千円－（実購入費の10%） ②実購入費－（実購入費の10%）〕		
[経費負担割合]					
	区 分	国	県	市町村	その他
	(1) 運行費補助	－	1/6	5/6	－
	(2) 運行費補助（過疎地域）	－	2/5	3/5	－
	(3) 車両購入費補助	－	1/2	1/2	－
	[令和5年度当初予算額] 10,309千円		[令和5年度補助対象団体] 令和6年1月頃決定予定		
[備考] 過疎地域 常陸太田市（旧金砂郷町※、旧水府村、旧里美村）、常陸大宮市（旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村）、大子町 ※旧金砂郷町の区域は、令和8年度まで経過措置が適用。					